

大阪工業大学環境会会則

2026 年 7 月 25 日改定

2017 年 8 月 12 日制定

第一章 総 則

(名称・事務局)

第1条 この会は大阪工業大学環境会といい、事務局を大阪工業大学工学部環境工学科内におく。

(目 的)

第2条 この会は会員相互の親睦をはかり、会員および学科の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するためにつぎの各号の事業を行う。

1. 会員情報の管理と更新
2. 集会・懇親会の開催
3. その他

第二章 会 員

(構 成)

第4条 この会はつぎの各号の会員で構成する。

1. 正会員
 - イ. 大阪工業大学工学部環境工学科・同大学院工学研究科環境工学専攻の卒業生・修了生
 - ロ. 大阪工業大学大学院工学研究科化学・環境・生命工学専攻環境工学コースの修了生
 - ハ. 大阪工業大学工学部環境工学科の現教員
2. 準会員
 - イ. 大阪工業大学工学部環境工学科・同大学院工学研究科環境工学専攻の在学生。
 - ロ. 大阪工業大学大学院工学研究科化学・環境・生命工学専攻環境工学コースの在学生
3. 名誉会員 大阪工業大学工学部環境工学科の旧専任教員で正会員以外の者で、役員会で推挙された者。
4. 特別会員 正会員以外の個人で、入会を希望し役員会で承認された者。
5. 賛助会員 この会の運営に貢献し、役員会において推挙された個人または団体。

第三章 名誉会長および役員

(名誉会長)

第5条 この会に名誉会長をおくことができる。名誉会長は功績顕著であり、役員会で推

挙された者。

(役員)

第6条 この会につぎの各号の役員をおき、任期は3年とし、再任を妨げない。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 理事 10名以内
4. 運営委員 専任教員および卒業生から選出された者
5. 事務局長 1名
6. 会計 1名
7. 監査委員 1名

(選出)

第7条 役員の選出はつぎの各号のとおりとする。

1. 会長：正会員の互選によって決める。
2. 副会長および理事：正会員中より会長の指名によって決める。
3. 事務局長および会計：正会員中より会長の指名によって決める。
4. 運営委員および監査委員：正会員の互選によって決める。

(役務)

第8条 役員の任務はつぎの各号のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは代理する。
3. 理事は会長・副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 運営委員は会務を処理する。
5. 事務局長は事務を行う。
6. 会計は会計処理を行う。
7. 監査委員は会計および事務を監査する。

第四章 会 議

(種類)

第9条 会議は総会・理事会・役員会とし、会長が召集する。

(総会)

第10条 総会は3年に1回以上開催し、議事は出席正会員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長、会計をもって組織し、会務の運営に関する事項等を審議する。

(役員会)

第12条 役員会は必要に応じて開催し役員の1／3以上（委任状含む）の出席で成立する。議事は出席役員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

2. 役員会の役割はつぎの各号のとおりとする。

1. 会則の変更
2. 収支バランスの確認
3. 運営全般の方針提案

3. 役員会は、会長、副会長、理事、運営委員、事務局長、会計、監査委員をもって組織する

第五章 会 計

（会 費）

第13条 この会の会費は臨時会費および寄付金、その他とする。

（臨時会費）

第14条 臨時会費の徴収は理事会の議を経なければならない。

（予算、決算）

第15条 予算および決算は理事会で承認され、総会で報告されなければならない。

（会計年度）

第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第六章 付 則

（内 規）

第17条 この会を運営するために必要な内規は理事会の議を経て別に定める。

（部 会）

第18条 この会の運営上必要なときは役員会の議を経て部会を設置することができる。

（会則変更）

第19条 この会則の変更は役員会において出席者（委任状含む）の2／3以上の同意を得て総会で決める。

（施 行）

第20条 この会則は2017年度総会開催日より施行する。